

鳥取県青少年健全育成条例一部改正素案に対する意見と県の考え方について

平成23年2月8日

青少年・文教課

- 1 意見募集期間
平成22年11月22日から12月21日まで
- 2 意見の提出状況
 - (1) 提出者数 38名
 - (2) 意見の数 91件
- 3 条例の一部改正予定項目に関する意見の状況
 - (1) 青少年が使用する携帯電話による有害情報閲覧防止措置の追加
・賛成 = 22件(71%) ・反対 = 9件(29%)
 - (2) 青少年の深夜外出制限条項の追加
・賛成 = 19件(73%) ・反対 = 7件(27%)
- 4 主な意見と県の考え方(対応方針)
対応方針の区分
A:意見を反映 B:既に案に盛り込み済み C:今後の検討課題 D:対応困難 E:その他
(注)以下の表中、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができる環境の整備等に関する法律については「青少年ネット環境整備法」、鳥取県青少年健全育成条例については「条例」と表記。
(1) 青少年が使用する携帯電話による有害情報閲覧防止措置の追加について

No	意見内容(要旨)	県の考え方	区分
1	追加は当然であるが、フィルタリング強化への対応が遅すぎる。迅速な対応を切望する。	条例は、平成23年2月議会で改正する予定です。なお、改正条例は周知期間を勘案して平成23年7月1日施行を予定しています。	A
2	追加は大変うれしく思い早期に実行されることを願う。携帯電話を巡る子ども達のトラブルは深刻なものが多いが、保護者の認識も深まっておらず、フィルタリングの必要性もまだ認知されていない。条例の周知、啓発活動が必要。	条例は、平成23年2月議会で改正する予定です。併せて県民の皆様へ改正後の条例の内容について周知するとともに、啓発活動にも積極的に取り組みます。	A
3	追加に賛成。ただ、高校生の中にはフィルタリングをかけないために、保護者を使用者として契約したものを高校生が使用している例もあるようなので、事業者側に使用者確認を徹底させる必要がある。	青少年ネット環境整備法17条2項により、保護者は青少年を使用者とする契約をする場合にはその旨を事業者に出す義務が課せられており、その主旨を踏まえて事業者側も契約時に使用者は誰かを確認するよう取り組んでいるところです。このような法律の主旨を周知するよう引き続き啓発活動にも取り組みます。	A
4	平成21年度、携帯電話販売店にアンケート調査を行っていたはずであるが、その結果がとりネットのどこにも確認できないが公表できない理由があるのか。	携帯電話販売店に対するアンケート調査の結果については、御指摘を受け青少年・文教課のホームページに掲載しました。	A
5	追加に賛成。保護者が子どもを守るための自覚を促す第一関門となる。また、事業者側にも利益第一ではなく、子どもの安全対策を最優先に考えてもらいたい。	条例は、平成23年2月議会で改正する予定です。併せて関係事業者にも改正後の条例の内容について説明会を開催する等してフィルタリング加入の促進について協力を要請します。	A
6	現実に携帯電話を通じて青少年が犯罪被害に遭っており、フィルタリングサービスの利用率向上のための条例改正に賛成。条例改正に併せて生徒に対する正しい知識の教育が重要であり学校での取組も強化すべきである。	条例は、平成23年2月議会で改正する予定です。併せて教育委員会や学校等と連携し児童、生徒に対する携帯電話の適切な使い方について教育、普及に取り組みます。	A
7	保護者が、子どもに頼まれて「自分が使う」と言っれば契約すれば意味がないのではないのか。	条例は、平成23年2月議会で改正する予定です。併せて保護者の意識向上に向けた啓発活動にも取り組みます。	A
8	青少年を非行・破滅から守るのは情報の制限ではなく有害情報に対処するための教育である。	違法・有害な情報を含め青少年が様々な情報に対して健全な判断能力を身に付けるための教育・啓発活動は大切なことであり、今後も携帯	A

		電話の適切な使い方について教育、普及に取り組みます。	
9	追加に賛成。生活経験が乏しく判断能力未熟な青少年が違法・有害な情報に触れれば、誤った判断に陥り、自分の力ではどうすることもできない潮流に巻き込まれる。	条例は、平成 23 年 2 月議会で改正する予定です。	B
10	一部の事業者においては、既に他県で施行された条例に沿った取組を行っており、施行された条例と異なる規定とならないような配慮を。	他府県で制定された条例は把握しており、基本的には他府県と同様な規定にする予定です。	B
11	青少年が使用する携帯電話のフィルタリング利用が低調な中、フィルタリングの利用率向上に向けたこの一部改正は青少年の被害防止等様々な悪影響を軽減することに繋がるはずである。今後非出会い系サイトへの規制強化も望まれる。	条例は、平成 23 年 2 月議会で改正する予定です。非出会い系サイトに関しても関係事業者の自主的な取組により無造作に接続できないよう対策が取られつつあります。	B
12	ネット上の有害情報には酷いものがあり、有害情報が氾濫している。条例で具体的な措置を講ずるべきであり、ぜひ追加すべき。	条例は、平成 23 年 2 月議会で改正する予定です。	B
13	学校裏サイト、掲示板等への誹謗・中傷書き込みによるいじめ等ネット上での問題は多々あり、積極的に導入すべきである。	条例は、平成 23 年 2 月議会で改正する予定です。	B
14	追加に賛成。フィルタリングサービスを利用しない場合の理由の多くは、「保護者が必要な措置を行う」ことになると思うが、保護者が責任を持って監督することを書面で約束することになり、保護者の自覚を促す効果が期待できる。	条例は、平成 23 年 2 月議会で改正する予定です。	B
15	追加は当然。ネット上に流れている情報がいかに犯罪的で悪意に満ちたものがあるか保護者はあまりに無自覚、無関心であり、子どもがそういう情報に無条件に触れる危険性に無頓着である。そういう他人の風潮に警鐘を鳴らすためにもぜひ導入を希望する。	条例は、平成 23 年 2 月議会で改正する予定です。	B
16	県内の青少年が使用する携帯電話のフィルタリングサービス利用状況は全国平均を下回っており、青少年や保護者も危険に対する危機感が希薄である。実際に県内でも携帯を通じて被害に遭っている青少年がおり是非とも条例を改正しフィルタリング強化に努めるべき。	条例は、平成 23 年 2 月議会で改正する予定です。	B
17	公序良俗に反する情報や悪意のあるサイトが存在する以上子どもを守るため一定の制約を設けることはやむを得ません。また、高校に入る子どもの携帯を買いに行ったが、こちらから聞くまで店員からはフィルタリングの話は全くなく、事業者に対して一定の義務を課すことも賛成です。	条例は、平成 23 年 2 月議会で改正する予定です。併せて関係事業者にも改正後の条例の内容について説明会を開催する等してフィルタリング加入の促進について協力を要請します	B
18	本来は国が法律を改正してフィルタリング規制を強化すべきであり、法律改正を国に働き掛けるべきではないか。	国への要望については、条例改正後の効果、影響等を検証した上で今後検討します。	C
19	青少年保護、健全育成に名を借りたブロックやフィルタリング等子どもの権利を侵害するあらゆる情報統制、言論弾圧に反対する。 法律の範囲を逸脱した条例を制定しようとするあらゆる違憲行為に反対する。 有害なものは手当たり次第に遠ざけるといふ盲目的で愚直な政策が青少年の保護健全育成になるとは到底思えない。	条例改正案は、発達段階にある青少年を有害情報から守ることを目的としたものであり、情報統制や言論弾圧、憲法違反に該当するとは考えておりません。 社会的経験が乏しい青少年を社会全体で守り育てるためには、一定の規制は必要だと考えています。	D
20	追加に反対。フィルタリングは万能ではない。	フィルタリングにも技術的課題があり万能ではありません	D

	<p>児童の権利に関する条約 5 条に規定する父母の権利を尊重しているとは言えない。また同条約 13 条の子どもの知る権利を侵害するものである。</p>	<p>ませんが、インターネット上の有害サイトの閲覧防止に有効な手段であると考えています。</p> <p>今回の改正案は、親の教育権、青少年の知る権利を不必要に侵害するものではないと考えています。</p>	
21	<p>フィルタリングは憲法で保障された検閲の禁止、通信の秘密を侵害することに繋がる。行政による家庭への介入はすべきではない。</p>	<p>条例改正案は、発達段階にある青少年を有害情報から守ることを目的としたものであり、検閲や通信の秘密を侵害することに繋がるとは考えておりません。</p> <p>また、青少年の心身の健全な育成は県の重要な責務であり、条例改正案はそのための環境整備であると考えており、個々の家庭教育へ介入しようとするものではありません。</p>	D
22	<p>このような規制強化は、子どものフィルタリングに関する親の選択権を奪い完全に携帯フィルタリングが義務化となる。明らかに青少年ネット環境整備法を超える過剰規制でありこのような条例改正には反対。具体的な問題点も不明な中単なる印象に基づいて条例改正の提案を行うことは自治体の在り方として不適切。鳥取県のなすべきことは青少年ネット環境整備法の廃止を国に要請することのみである。</p>	<p>条例改正案は、青少年ネット環境整備法の主旨に沿って同法に定められた規定の一部を補完するものですが、無条件に携帯電話のフィルタリングサービスを義務化するものではなく、保護者には選択権があり過剰規制だとは考えていません。</p> <p>警察庁が公表している統計によれば、インターネット上の出会い系サイト等各種サイトを通じて被害に遭った青少年は H22 年上半年期だけでも 742 人と多数にのぼり、また出会い系サイトへの青少年のアクセス手段は約 98 %が携帯電話を使用したものでした。さらに被害青少年が使用する携帯電話の 98.5 %がフィルタリングサービスを利用しておらず、被害者の 76.5 %は保護者からサイトの利用について注意を受けたことがなく、保護者の放任、無関心な実態がうかがわれます。鳥取県内においても高校生の携帯電話所持率は 95 %と急速に普及していますが、フィルタリングサービスの利用率は約 37 %と低調な状態です。県内においてもネットを通じて青少年が各種犯罪の被害者となる危険性は常にあり、特に携帯電話は使用方法の秘匿性が高いことから青少年を守るため携帯電話に対する安全対策が重要であると考えています。</p> <p>青少年ネット環境整備法は、青少年がネットを利用して有害情報を閲覧する機会の最小化を図り、青少年の権利擁護に資することを目的にしたものであり、県として同法の廃止を国に要請する考えはありません。</p>	D
23	<p>追加を撤回すべき。役所が家庭の教育権に介入する権利はないし、自らの意思で違法・有害な情報に触れる行為は虐待でも何でもなく、情報アクセスの権利を侵害することはあってはならないことである。何が有害か否かは法律で強制されるものではない。</p>	<p>今回の改正案については、青少年が使用する携帯電話に一律フィルタリングサービスの利用を義務付けるのではなく、保護者に選択権はありますので個々の家庭教育への介入や情報へのアクセス権の不必要な侵害だとは考えていません。保護者に対しては、青少年に対する携帯電話の正しい使い方に向けた意識付けの機会になるものと考えています。また、社会的経験が乏しい青少年を保護する観点からも有害な情報への一定の規制は必要だと考えています。</p>	D
24	<p>青少年ネット環境整備法 17 条には保護者の申出について規定があるが、事実上フィルタリングは保護者の裁量下にあるとみなせる。条例案では保護者の申出について正当な理由を課している。鳥取県内において条例により法律より制限的な規</p>	<p>警察庁が公表している統計によれば、インターネット上の出会い系サイト等各種サイトを通じて被害に遭った青少年は H22 年上半年期だけでも 742 人と多数にのぼり、また出会い系サイトへの青少年のアクセス手段は約 98 %が携帯電話を使用したもの</p>	E

	<p>定を設けるような規制を強化する特段の事情があるのか。</p> <p>また、この案を設けるに至るプロセスが分からない。</p> <p>保護者に書面の提出を求め、事業者がそれを保管する等書面のやりとりを行う必要性が不明である。</p>	<p>でした。さらに被害青少年が使用する携帯電話の 98.5 %がフィルタリングサービスを利用しておらず、被害者の 76.5 %は保護者からサイトの利用について注意を受けたことがなく、保護者の放任、無関心な実態がうかがわれます。鳥取県内においても高校生の携帯電話所持率は 95 %と急速に普及していますが、フィルタリングサービスの利用率は約 37 %と低調な状態です。県内においてもネットを通じて青少年が各種犯罪の被害者となる危険性は常にあり、特に携帯電話は使用方法の秘匿性が高いことから携帯電話に対する安全対策が重要であると考えています。国が制定した青少年ネット環境整備法は、青少年がネットを利用して有害情報を閲覧する機会の最小化を図り、青少年の権利擁護に資することを目的にしたものですが、今回の条例改正案は上記の背景を踏まえた上で同法の主旨に沿って同法に定められた規定の一部を補完するものです。</p> <p>また、今回の条例改正案については、ネット上の有害情報の氾濫や犯罪被害の実態等を踏まえさらには市町村等関係機関、団体からの要望、鳥取県青少年問題協議会での議論を反映して改正案として提案したものです。</p> <p>保護者による書面の提出と事業者の書面保管義務については、本規定の実効性を担保し、規定を形骸化させないために口頭ではなく記録が残る書面の提出等を義務付けたものです。</p>	
25	<p>有害情報の定義がよく分からない。携帯電話やネットの普及によって犯罪被害が増えているというデータも根拠も示されていない。出会い系サイトとは具体的に何をさすのか</p>	<p>有害情報とは、青少年の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的感情を刺激 ・粗暴性、残虐性を誘発、助長 ・自殺を積極的に奨励 ・犯罪、刑罰法令に触れる行為を仲介、誘引し健全な成長を阻害するおそれのある情報 <p>のことです。</p> <p>警察庁が公表している統計によれば、インターネット上の出会い系サイト等各種サイトを通じて被害に遭った青少年は H22 年上半期だけでも 742 人と多数にのぼり、また 出会い系サイトへの青少年のアクセス手段は約 98 %が携帯電話を使用したものでした。さらに被害青少年が使用する携帯電話の 98.5 %がフィルタリングサービスを利用しておらず、被害者の 76.5 %は保護者からサイトの利用について注意を受けたことがなく、保護者の放任、無関心な実態がうかがわれます。</p> <p>出会い系サイトとは、インターネットで異性の紹介事業を行うサイトのことです。</p>	E

(2) 青少年の深夜外出制限条項の追加について

No	意見内容(要旨)	対応方針	区分
1	<p>深夜徘徊は犯罪被害に遭う可能性も高くなり、追加することに賛成。ただ、保護者に対していかに周知させるかが課題である。</p>	<p>条例は、平成 23 年 2 月議会で改正する予定です。併せて教育委員会、各学校、関係機関・団体等とも連携して改正後の条例の内容について周知するとともに、啓発活動にも積極的に取り組みます。</p>	A
2	<p>追加に賛成。ただ自覚のない親が多く、なぜ</p>	<p>条例は、平成 23 年 2 月議会で改正する予定</p>	A

	今まで規定がなかったのか対応が遅い。	です。併せて教育委員会、各学校、関係機関・団体等とも連携して改正後の条例の内容について周知するとともに、啓発活動にも積極的に取り組めます。	
3	青少年の深夜徘徊は特に女性の場合福祉犯罪の被害になり得ますし、自分の子どもの行動に責任を持たない保護者もあり、そういう保護者への意識醸成のためにも追加すべきである。	条例は、平成 23 年 2 月議会で改正する予定です。併せて教育委員会、各学校、関係機関・団体等とも連携して改正後の条例の内容について周知するとともに、啓発活動にも積極的に取り組めます。	A
4	深夜の外出制限は、青少年育成の基本でありぜひ追加すべきである。非常に残念ながら、今の社会では「早寝、早起き、朝ごはん」といった当たり前のことを社会全体で進める必要がある。	条例は、平成 23 年 2 月議会で改正する予定です。併せて教育委員会、各学校、関係機関・団体等とも連携して改正後の条例の内容について周知するとともに、啓発活動にも積極的に取り組めます。	A
5	深夜外出を許す保護者もいると思うが、条例で定めるだけでは何の効果もないのではないか。	条例は、平成 23 年 2 月議会で改正する予定です。併せて教育委員会、各学校、関係機関・団体等とも連携して改正後の条例の内容について周知するとともに、啓発活動にも積極的に取り組めます。	A
6	追加に賛成。深夜外出は本人の成長や発育、脳の発達にも悪影響をおよぼし災害等緊急的な用件以外に深夜時間帯に外出する必要はない。	条例は、平成 23 年 2 月議会で改正する予定です。	B
7	追加は当然。判断能力が未熟で健全に育てられるべき子どもが深夜に外出する必要はない。	条例は、平成 23 年 2 月議会で改正する予定です。	B
8	追加に賛成。本質的には家庭教育の問題であると思うが、親のモラルが低下している昨今の風潮から条例に規定することも必要である。	条例は、平成 23 年 2 月議会で改正する予定です。	B
9	常識的に青少年が正当な理由もなく深夜に出歩くことは危険だと思います。改正内容は適当です。	条例は、平成 23 年 2 月議会で改正する予定です。	B
10	子どもを夜休ませるのは親として当然ですし親の義務です。無自覚な親もおり導入も仕方ありません。	条例は、平成 23 年 2 月議会で改正する予定です。	B
11	幼児の心身の発達への悪影響が「危惧」され、「注意」が必要なだけで規定を設けることの根拠となるのか疑問である。規制についてあまりに野放図ではないか。実証的な根拠、因果関係を示すべきである。	平成 21 年中に、深夜徘徊で補導された少年は 2,000 人以上おり、特段の理由なく深夜に徘徊することによって勧誘や好奇心等から深夜徘徊が次の非行へ繋がることや犯罪被害に巻き込まれる可能性が高まります。また、幼児（小学校就学前まで）を深夜外出に同伴させることによる心身への悪影響については、実証的な統計データはありませんが、社会常識から判断して日常的に深夜に連れ出すことは好ましい生活習慣ではないと考えています。	D
12	親子二人暮らしで周囲に頼れる人はいない、子どもは幼く目を離せば何をするか分からない、夜間は自分 1 人で面倒を見なければならぬが、急な必要に迫られれば出掛けなければならず子どもを 1 人残して出掛けるのか。 青少年・文教課は深夜時間帯にコンビニで幼児同伴で買物する保護者を一律素行の悪い親だと偏見で決めつけているのではないか。あらゆる県民の立場に立って再考を願う。	今回の改正案は、それぞれの家庭に事情があることを前提にしており、一律に規制するものではありません。 日常生活の中で青少年の深夜外出を無関心に容認しないように注意喚起するための努力義務を定めたものであり、個々の事情に応じて対応していただきたいと考えています。 また、意見募集資料の記載はあくまでも例示であり偏見に基づくものではありません。	D
13	追加に反対。保護者が青少年の成長に合わせて判断することで、条例で努めさせることではない。保護者に対する教育・啓発を重んずるべ	保護者に青少年育成の責任があることは言うまでもなく、発達段階に応じて青少年を適切に監督していただきたいと考えています。	D

	き。	ただ、平成 21 年中に深夜徘徊で補導された少年は 2,000 人以上おり、保護者の意識を啓発し青少年の深夜外出を無関心に容認しないよう注意喚起する手段として条例に規定しようとするものです。	
14	戒厳令でもひくつもりなのか。規制すればするほど反発を生み悪質化する。生活の 24 時間化はｺﾝﾍﾞﾝに限らずあらゆる分野で進んでいる社会的トレンド。ｺﾝﾍﾞﾝを問題にするのは合理的な問題提起ではない。深夜でも安心して外出できる街作りが必要であるが子どもの育て方にまで行政が口を出すのはお節介で時代遅れ。	社会生活の多様化により生活の 24 時間化が進展していることは間違いありませんが、深夜に青少年が外出することは、青少年の健全育成に悪影響があると考えています。 意見募集資料の記載はあくまでも例示であり、ｺﾝﾍﾞﾝを問題としているものではありません。また、深夜でも安心して外出できる街作りや青少年の心身の健全な育成は県の重要な責務であり、今後も取り組んでいきます。	D
15	追加に反対。自宅に子どもを置いていく親が増える。条例のせいで留守番していた子どもが火災や強盗の被害にあったらそのような状況下に置かざるを得ない条例を制定した県はどう責任をとるのか。子どもを連れて大阪に遊びに行くのも完全に無理となる。条例のせいで県民が出控えるのは避けられない。	今回の改正案は、それぞれの家庭に事情があることを前提にしており、一律に規制するものではありません。 日常生活の中で青少年の深夜外出を無関心に容認しないように注意喚起するための努力義務を定めたものであり、個々の事情に応じて対応していただきたいと考えています。 家族旅行等で外出が深夜にわたる場合は当然あると思いますが、そういった行動を制限するものではありません。 規定の主旨、目的については周知、啓発に積極的に取り組みます。	D
16	今時こんな条例がいるのか。こんな条例があったら親は買物にすら行かせられないではないか。	今回の改正案は、それぞれの家庭に事情があることを前提にしており、一律に規制するものではありません。 日常生活の中で青少年の深夜外出を無関心に容認しないように注意喚起するための努力義務を定めたものであり、個々の事情に応じて対応していただきたいと考えています。	D

(3) その他(条例全般について)

No	意見内容(要旨)	対応方針	区分
1	24時間営業の加竹店があり、青少年もよく利用しているが、中には朝まで加竹店で過ごし帰宅していない子どももいる。加竹店に対し何か指導できないか。	個室形態の加竹店については、条例上青少年の深夜時間帯の立入りを禁止しています。 随時立入り調査を実施する等して事業者側に条例を遵守するよう指導を継続します。	A
2	条例を作っても一般には知らない人が多いのが実情である。改正して終わりではなく内容を周知させることが重要であり、周知させる取組を求めたい。	日々の各種活動や広報活動の強化、また教育委員会、各学校、関係機関・団体等とも連携して改正後の条例の内容について周知するとともに、啓発活動にも積極的に取り組みます。	A
3	加竹ボックスについては、青少年の深夜入場制限が規定されているが施設面の規制はなく通路から中が見えにくい状況。青少年の飲酒、喫煙、不純異性交遊等が懸念され、中が明るく、見通せるような施設にする必要がある。	加竹ボックスについては、現状では施設面等営業形態の規制はありませんが、青少年の利用実態や不良行為の状況に注意し、何らかの規制が必要であれば今後検討していきます。	C
4	青少年の携帯電話の所持については原則禁止が望ましい。どうしても所持する必要がある場合には、保護者と所持する子どもには研修会の受講義務を課すこと。	適切な使い方をする限りにおいては、携帯電話の所持を規制する必要性はないと考えています。また、研修会の受講義務といった過剰な負担となる規定は考えていません。ただ、教育委員会や学校等と連携し、携帯電話の正しい使い方を周知するための活動は継続して取り組みま	D

		す。	
5	この項目の追加だけでは現状は変わらないのではない。罰則を設けたり条例に従わない保護者も公表する等の厳しさが必要。	今回追加予定の項目については、保護者の意識を啓発し自覚を促すことを目的にしており、罰則や公表の規定を設けることまでは考えていません。	D
6	健全育成だけではなく、子ども・若者育成条例として、県民みんなで少子化対策に取り組む、子育てにやさしい環境づくりに取り組む、子育て王国鳥取県をつくりあげるといった目標を掲げるようにしてはどうか。	少子化対策や子育てに関しては、平成22年3月に「子育て王国とっとりプラン」を策定し、今後5年間を目処に各種施策に取り組んでいるところですので、現状で子育ての内容を含んだ条例化までは考えていません。	D
7	青少年の定義が広すぎる。高校生から幼児まで同じ規定を運用することはきめ細かな運用とは言えない。	条例上青少年とは18歳未満の者（婚姻した者は除く）を言います。条例で保護すべき年齢の上限を18歳未満と規定したのは、児童福祉法等他の法令で規定された保護対象者である児童年齢と同一にしたものです。	D
8	未成年者の育成に責任を負うべきは保護者であるが、なぜこの様な条例があり、しかも規制を強化するのか理解に苦しむ。条例を設ける必要性がないところに条例を設けるのは保護者やコミュニティに能力がないと公言しているようなものだがいかに考えているのか。 未成年者といえども本人が一番責任を負うことが原則であり、その能力を認めていないのは明白である。	保護者に青少年育成の責任があることは言うまでもありませんし、保護者や地域に能力がないと考えてはしません。青少年健全育成条例は、青少年の健全育成に関する県及び県民の果たすべき責務を明らかにするとともに、青少年のための良好な社会環境の形成を図るために必要な措置を講じることによって青少年の健全な成長に寄与することを目的に制定されているものです。保護者や地域が取り組む青少年の健全な育成を支援するための啓発や注意喚起の意味も含め、条例の必要性は十分あると考えています。 また、青少年にも年齢、発達段階に応じて応分の責任が生じますが、未熟な面があるため、条例は、社会全体で青少年を保護し、守り育てることを目的にしたものです。	D
9	フィルタリングにせよ深夜外出制限にしる、これは青少年の健全育成をめざすものではなく大人の安心のための規制としか思えない。規制の結果一時的に大人の安心のためには役に立つであろうが、当事者たる青少年は知る権利を奪われ、鳥取の活力や将来をつぶすことと同義である。	条例は、青少年のための良好な社会環境の形成を図るために必要な措置を講じることによって青少年の健全な成長に寄与することを目的に制定されているものです。青少年の心身の健全な育成は、県の重要な責務であり、条例の規定が青少年の知る権利を不必要に侵害したり鳥取の活力、将来をつぶすことに繋がるとは考えていません。	D
10	有害図書類の指定に反対。子ども権利条約は、青少年の知る権利を保障しており憲法もしかり。有害か否か科学的論拠がなくはっきりしない図書を青少年が手に取ることを妨げるのは青少年に対する人権侵害であり不当である。 有害図書類の指定制度は廃止すべきである。	人の尊厳を損なうような表現により性を興味本位に取扱うことを主眼としたわいせつな図書類や生命の尊厳を損なうような表現により殺人、暴力等を興味本位に取扱うことを主眼とした残虐な図書類を有害図書類として指定し青少年への販売等を規制することは、社会的経験に乏しく判断能力が未熟な青少年を保護するために必要であると考えています。また、有害図書類の指定制度が、青少年の知る権利を不必要に侵害し青少年の人権侵害にあたることは考えていません。	D
11	有害指定制度は、流通を阻害し、必要とする人にも届かなくなることから、憲法の禁止する検閲に相当し知る権利の侵害である。	人の尊厳を損なうような表現により性を興味本位に取扱うことを主眼としたわいせつな図書類や生命の尊厳を損なうような表現により殺人、暴力等を興味本位に取扱うことを主眼とした残虐な図書類を有害図書類として指定し青少年への販売等を規制することは、社会的経験に	D

		乏しく判断能力が未熟な青少年を保護するために有効であると考えています。また、有害図書類の指定制度が検閲に該当するとは考えていません。	
12	<p>青少年への販売等が規制される図書類の内容の中に「青少年の粗暴性又は残虐性を誘発、助長」と規定されているが、表現物が犯罪を増加させるという科学的根拠は示されていない。</p> <p>性表現を見たからといって性犯罪に走る訳ではなく、暴力表現を見たからといって他人に暴力をふるうようにはならない。家庭環境や対人関係の方が影響が強く、教育に力を入れることの方が大切だと思う。</p>	<p>犯罪の原因・動機については、様々な要因が重なっており特定の要因に限定されるとは考えていませんが、極端に性的感情を刺激したり粗暴性、残虐性を誘発、助長する表現物が多感な青少年の心身に悪影響を及ぼすおそれはあり、一定の規制は必要だと考えています。</p> <p>なお、教育の重要性は当然のことですので、引き続き青少年の教育には取り組んでいきます。</p>	D
13	<p>条例に図書類の陳列形態が示されているが、有害指定された図書類は流通の過程で成人も読めなくなる点が他県の条例で指摘されている。</p> <p>成人の権利への影響を少なくする方策も必要であり、有害図書という表記は成人が読んでも悪いような印象を与え、年齢に応じた区別と分かる表記に変えることが望まれる。</p>	<p>条例に基づく図書類の陳列方法は、販売事業者の自主的な取組を規定したものです。有害図書類の指定はあくまでも青少年に対する販売等を規制するものであり、成人の権利を侵害するとは考えていません。</p>	D
14	<p>入れ墨の禁止について、入れた場合容易には元に戻らず、青少年が安易に入れることを防ぎたいことには同意できるが、公権力が入れ墨の禁止を規定し罰則まで設けるのは行き過ぎである。入れ墨を防ぐなら教育レベルで行うべきである。</p>	<p>御指摘のとおり入れ墨を入れた場合、容易には元に戻すことはできないため、青少年に対する指導・啓発は当然必要です。さらに判断能力未熟な青少年を保護するためには、入れ墨について一定の規制は必要だと考えています。</p>	D
15	<p>条例は憲法を遵守する形でつくるべきである。</p>	<p>条例の各種規定が憲法に違反しているとは考えていません。</p>	D
16	<p>県民が子どもの健全育成に積極的に協力する、地域みんなで子育てをする旨の努力義務規定を追加してはどうか。</p>	<p>御指摘の主旨については、現行条例第4条(県民の責務)に、規定しています。</p>	E
17	<p>改正案に、「保護者は、親子の愛情ある人間関係を維持するよう努めなければならない」を追加できないか。</p>	<p>御指摘の主旨については、条例第4条第2項に、保護者の責務として規定しています。</p>	E
18	<p>携帯電話だけではなく、パソコンのネット利用に関する対策は記載できないか。</p>	<p>条例12条の2に、保護者や学校関係者等に対する青少年が使用するパソコンへのフィルタリングの活用等については、規定しています。</p>	E
19	<p>青少年健全育成条例第9次改正点に対するQ&Aによれば、カラオケボックス、ネットカフェ、まんが喫茶は青少年の深夜立入禁止施設であり保護者同伴でも禁止と説明されているが、親子でカラオケボックスに行くことのどこが問題なのか不明である。</p>	<p>条例上深夜とは午後11時から翌日の日出前までの時間を言います。社会常識として青少年の心身の健全な成長を考えれば、午後11時以降親子でカラオケボックス等を利用することは好ましいことではないと考えています。</p>	E
20	<p>青少年育成団体の支援に関して、自分たちの教義を青少年に布教するために各種団体に人員を送り込んだりNPO、NGOを立ち上げている宗教団体がある。NPOやNGO等への支援や行動計画を作るにあたっては、そういう宗教団体や影響力を持つ人を排除すべきである。</p>	<p>個別の団体等の支援については、青少年の健全育成に資するかどうか公益性等を勘案して公正・中立な判断に基づき支援しています。また、青少年育成の計画についても、県民の皆様や関係各層から広く意見を聴取して、公正に策定する予定です。</p>	E